事　務　連　絡
令和２年１月１６日

建築士登録者　殿

山形県県土整備部建築住宅課長

令和元年度山形県被災建築物応急危険度判定士養成講習会の開催について（通知）

日ごろ、本県の建築住宅行政に御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

被災建築物応急危険度判定は、余震等による建築物の倒壊や部材の落下などの二次災害を防止するため、阪神・淡路大震災時に初めて本格的に導入され、その後の中越地震や、東日本大震災、熊本地震においても大きな効果をあげております。本県では、平成31年3月末で1,089名の判定士を認定しておりますが、山形盆地断層帯を震源域とする地震の被害に対応するには、更に判定士の増員を図っていく必要があります。

つきましては、下記により判定士養成講習会を開催しますので、この機会に是非受講いただき、判定士に登録くださるようお願いします。

記

	山　形　会　場	**庄　内　会　場**
１　開　催　日	**令和２年２月26日（水）**	**令和２年３月10日（火）**
２　開催場所	**山形県庁**　10階　1001会議室 （山形市松波2-8-1）	**庄内総合支庁**　4階　講堂 （三川町大字横山字袖東19-1）
３　講　　習	13:30～16:00	13:30～16:00
４　受講申込み	別添受講申込書により **令和2年２月17日（月）**まで FAXでお申込みください	別添受講申込書により **令和２年３月２日（月）**まで FAXでお申込みください
５　受講資格	１級建築士、２級建築士、木造建築士等	
６　認定申請	講習会終了後に認定申請を受付します。認定申請受付　１６：００～	
７　申請書類	顔写真２枚（カラー縦３cm、横2.5cm）と印鑑（申請者氏名を署名した場合、印鑑は不要です）を御持参ください。 申請書等はこちら↓のページからダウンロードできます。 （山形県ホームページ） 組織別一覧＞県土整備部＞建築住宅課＞建築安全推進担当＞危険度判定について＞被災建築物応急危険度判定について＞判定士の皆様へ	

【担当】県土整備部建築住宅課
建築安全推進担当　大泉
TEL：023-630-2640　FAX：023-630-2639

別紙

令和元年度

山形県被災建築物応急危険度判定士養成講習会

受　講　申　込　書

建築住宅課　建築安全推進担当　　大泉あて

（FAX：０２３－６３０－２６３９）

会場 （庄内又は山形）	氏　　名	勤務先	連絡先（TEL）	※受講のみ
記入例 山形	山形　花子	㈱〇〇設計	０２３－〇〇－□□□□	

※　既に判定士に認定されている方や受講のみのご希望の方は、受講のみ欄に「〇」印を記入してください。